

## 審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第6条第1項
処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する所持許可
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（第2項を除く。）（許可の申請）、同第6条第1項・第3項（国際競技に参加する外国人に対する所持許可）、同第30条（権限の委任） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第46条（権限の委任） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第9条（申請書の様式等）、同第11条（申請書の添付書類）
審査基準： 銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項中「銃砲等又は刀剣類を使用する国際競技」とは、オリンピック競技大会、アジア競技大会、世界射撃選手権大会、近代五種競技世界選手権大会等国際的な規模で開催される運動競技会における銃砲等又は刀剣類を使用する競技をいうが、おおむね次のような基準によって国際競技であるか否かを決定する。 ① 競技に参加する競技者が、その競技種目に関し全国を統括している競技団体の責任の下に参加するものであること ② 日本国がその競技に参加するものであること
標準処理期間： 14日
申請先： 申請書は、あなたの出入国港の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）の窓口に提出して下さい。
問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係（電話011-251-0110） 出入港の所在地を管轄する各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備考：